



発行 新潟県
第 37 号
 令和8年5月15日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 405 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（税務課）
- 406 特定計量器の定期検査（計量検定所）
- 407 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 408 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 409 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 410 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 411 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 412 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 413 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 414 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 415 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 416 連携管理保全計画の認可（農地計画課）
- 417 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 418 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 419 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 420 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 421 道路の供用開始（道路管理課）
- 422 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 423 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 424 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 425 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 家畜商講習会の開催（食品・流通課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

告 示

◎新潟県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第105条第4項で準用する第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
一般財団法人 新潟県自動車標板協会	新潟県新潟市中央区東出来島14番28号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
令和8年法律第2号による改正前の地方税法附則第29条の12に規定する新潟県に納付される軽自動車税に係る徴収金
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

◎新潟県告示第406号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
6月15日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢保健センター	南魚沼市全域
6月16日（火）	午前9時から正午まで		
6月17日（水）	午後1時から4時まで		
6月18日（木）			
6月19日（金）	午前9時から正午まで	大和市民センター	
6月22日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月23日（火）	午前9時から正午まで		
6月24日（水）	午後1時から4時まで		
6月25日（木）			
6月26日（金）	午前9時から正午まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器
6月29日から令和 9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、同月30日、 同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり高根川沿岸地区頭首工管理規程の変更を認可した。

令和8年5月15日

新潟県村上地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
村上市山辺里240番地2
三面川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年4月24日
- 3 認可した管理規程の概要
第1章 総則

- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり笹平頭首工管理規程の変更を認可した。

令和8年5月15日

新潟県村上地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
村上市山辺里240番地2
三面川沿岸土地改良区
 - 2 認可年月日
令和8年4月24日
 - 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり三面川左岸用水頭首工管理規程の変更を認可した。

令和8年5月15日

新潟県村上地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
村上市山辺里240番地2
三面川沿岸土地改良区
 - 2 認可年月日
令和8年4月24日
 - 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を令和8年4月27日認可した。

令和8年5月15日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合の定款の変更を令和8年4月27日認可した。

令和8年5月15日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の本与板土地改良区の定款の変更を令和8年4月27日認可した。

令和8年5月15日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を令和8年4月27日認可した。

令和8年5月15日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、見附市の杉沢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月15日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

監事 見附市杉沢町1480番地 磯部 忠義

就任年月日 令和8年3月14日

2 退任

監事 見附市杉沢町1592番地 加地 喜代一

退任年月日 令和8年1月5日

◎新潟県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の越路原土地改良区の定款の変更を令和8年4月27日認可した。

令和8年5月15日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、次のとおり連携管理保全計画を認可した。

令和8年5月15日

新潟県南魚沼地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
大和郷地域水土里ビジョン	南魚沼市浦佐478番地5 大和郷土地改良区	令和8年4月27日

◎新潟県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合の定款の変更を令和8年4月24日認可した。

令和8年5月15日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月15日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市畑野甲722番地3 渡邊 敏夫

		(理事長)
〃	〃	長石94番地 逸見 健正
〃	〃	竹田582番地 若林 正吉
〃	〃	寺田138番地1 遠藤 一男
〃	〃	三宮177番地 矢田 俊二
〃	〃	大久保139番地 忠野 佳純
〃	〃	金丸31番地 秋山 登
監事	〃	映田94番地 河原 森久
〃	〃	吉岡829番地甲 本間 正己
〃	〃	畑野甲434番地乙 鎌田 博巳
就任年月日	令和8年4月20日	

2 退任

理事	佐渡市畑野甲722番地3	渡邊 敏夫
		(理事長)
〃	〃	映田94番地 河原 森久
〃	〃	金丸250番地 安藤 輝雄
〃	〃	竹田100番地 高津 正道
〃	〃	宮川1124番地1 加藤 一善
〃	〃	国分寺2番地 本間 清貴
〃	〃	目黒町305番地 渡部 一男
監事	〃	四日町323番地 曾我 久男
〃	〃	目黒町503番地1 本間 明
〃	〃	畑野甲434番地乙 鎌田 博巳
退任年月日	令和8年4月19日	

◎新潟県告示第419号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を令和8年4月30日認可した。

令和8年5月15日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第420号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を令和8年4月30日認可した。

令和8年5月15日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 148号
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字山本1567番1から同市大字山本1555番2まで
- 3 供用開始の期日 令和8年5月15日

◎新潟県告示第422号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画区域区分 (新潟市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第423号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画用途地域 (新潟市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第424号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画 (新潟市決定)
名称 豊栄駅北第2地区地区計画
大形駅北口地区地区計画
寺山地区地区計画
江南区役所周辺地区地区計画
フォスター亀田早通地区地区計画
荻川あおば通南地区地区計画
北上西地区地区計画
榎尾地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第425号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画 (新潟市決定)
名称 島見研究学園都市地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

予算の公表について(公告)

令和8年3月31日専決処分をした令和7年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算及び電気事業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和8年5月15日

新潟県知事 花角 英世

令 和 7 年 度 新 潟 県 一 般 会 計 補 正 予 算

令和7年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,236,845千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,339,080,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円	千円	千円
	第1項 県 民 税	298,723,000	2,851,000	301,574,000
	第2項 事 業 税	76,629,000	109,000	76,738,000
	第3項 地方消費税	77,459,000	1,369,000	78,828,000
	第4項 不動産取得税	79,215,000	1,294,000	80,509,000
	第5項 県たばこ税	4,728,000	57,000	4,785,000
	第6項 ゴルフ場利用税	2,386,000	14,000	2,400,000
	第7項 軽油引取税	422,000	6,000	428,000
	第8項 自動車税	20,704,000	19,000	20,723,000
	第12項 産業廃棄物税	31,943,000	△ 17,000	31,926,000
	第13項 旧法による税	104,000	1,000	105,000
		1,000	△ 1,000	
第2款 地方消費税清算金		125,012,000	3,000	125,015,000
	第1項 地方消費税清算金	125,012,000	3,000	125,015,000

第3款 地方譲与税					53,100,628
第1項 特別法人事業譲与税				34,024	49,103,333
第2項 地方揮発油譲与税			△	34,416	3,407,991
第3項 石油ガス譲与税			△	1,617	127,379
第4項 自動車重量譲与税				292	344,601
第5項 森林環境譲与税				8,820	114,261
第6項 航空機燃料譲与税			△	95	3,063
第5款 地方交付税				2,999,818	267,009,591
				2,999,818	267,009,591
第6款 交通安全対策特別交付金				3,280	299,527
第1項 交通安全対策特別交付金				3,280	299,527
第7款 分担金及び負担金				22,456	6,947,598
第2項 負担金				22,456	4,633,267
第8款 使用料及び手数料				3,191	13,464,093
第1項 使用料			△	2,963	9,572,475
第2項 手数料			△	228	3,891,618

第9款 国庫支出金					187,308,715
	第1項 国庫負担金	188,196,069	△	887,354	187,308,715
	第2項 国庫補助金	32,174,528	△	100,001	32,074,527
		150,218,286	△	787,353	149,430,933
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,000,910		8,063	3,008,973
		2,341,287		8,063	2,349,350
第11款 寄附金	第1項 寄附金	4,074,898	△	54,729	4,020,169
		4,074,898	△	54,729	4,020,169
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	44,142,653	△	958,085	43,184,568
	第2項 基金繰入金	1,928,465		14,867	1,943,332
		42,214,188	△	972,952	41,241,236
第13款 諸収入	第3項 公営企業貸付金収入	115,742,631	△	2,113,127	113,629,504
	第8項 雑入	11,027,515	△	1,700,000	9,327,515
		5,652,771	△	413,127	5,239,644
第14款 県債	第1項 県債	214,237,000	△	3,142,000	211,095,000
		214,237,000	△	3,142,000	211,095,000

歳	入	合	計	1,340,317,035	△	1,286,845	1,339,080,190
---	---	---	---	---------------	---	-----------	---------------

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		千円	千円	千円
	第1項 政策費	57,755,379	5,362,936	63,118,315
	第2項 総務管理費	7,989,408	△ 118,694	7,870,714
	第4項 徴税費	36,681,314	5,481,798	42,163,112
		7,310,215	△ 168	7,310,047
第3款 環境費	第4項 防災費	8,176,965	△ 258,736	7,918,229
		6,114,146	△ 258,736	5,855,410
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	204,902,670	△ 1,314,604	203,588,066
	第3項 地域医療政策費	24,586,266	△ 84,890	24,501,376
	第5項 高齢福祉保健費	19,402,567	△ 58,414	19,344,153
	第6項 健康対策費	49,080,963	△ 391,829	48,689,134
	第8項 障害福祉費	5,742,883	△ 150,000	5,592,883
	第9項 子育て家庭費	26,177,170	△ 271,661	25,905,509
		27,356,375	△ 357,810	26,998,565

第6款 産業費		121,303,982	△	12,026	121,291,956
第1項 産業政策費		2,824,402	△	5,867	2,818,535
第2項 地域産業振興費		97,143,391	△	2,254	97,141,137
第3項 創業・イノベーション推進費		2,086,197	△	3,905	2,082,292
第7款 農林水産業費		92,605,767	△	986,307	91,619,460
第2項 地域農政推進費		6,524,910	△	385,287	6,139,623
第6項 畜産業費		3,310,818	△	600,913	2,709,905
第8項 林業費		11,857,908	△	107	11,857,801
第8款 土木費		153,586,733	△	154,265	153,432,468
第2項 道路橋りょう費		74,633,556		92,343	74,725,899
第4項 砂防費		9,508,709	△	14,634	9,494,075
第5項 都市計画費		8,809,346	△	75,800	8,733,546
第6項 建築費		5,270,022	△	28,710	5,241,312
第9項 港湾費		8,930,690	△	96,497	8,834,193
第10項 空港費		1,405,298	△	30,967	1,374,331
第9款 警察費		55,044,270	△	222,324	54,821,946
第1項 警察管理費		50,628,522	△	208,887	50,419,635

	第 2 項 警察行政費	4,415,748	△	13,437	4,402,311
第 1 0 款 教 育 費					
	第 1 項 教育総務費	174,053,059	△	1,385,394	172,667,665
	第 2 項 小中学校費	8,094,679	△	59,414	8,035,265
	第 3 項 高等学校費	85,929,694	△	862,706	85,066,988
	第 4 項 特別支援学校費	43,451,980	△	199,885	43,252,095
	第 6 項 生涯学習推進費	21,583,015	△	264,028	21,318,987
		560,123		639	560,762
第 1 1 款 災害復旧費					
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	9,337,342	△	209,583	9,127,759
	第 2 項 土木施設災害復旧費	2,994,622	△	195,680	2,798,942
		6,342,720	△	13,903	6,328,817
第 1 2 款 県 債 費					
	第 1 項 県 債 費	279,313,553		2,405	279,315,958
		279,313,553		2,405	279,315,958
第 1 3 款 諸支出金					
	第 1 項 公営企業貸付金	179,337,401	△	1,888,947	177,448,454
	第 2 項 雑 支 出	11,027,515	△	1,700,000	9,327,515
	第 3 項 地方消費税清算金	7,022,840	△	146,062	6,876,778
		79,542,478	△	31	79,542,447

	第4項 利子割交付金	556,169	△	5,163	551,006
	第6項 株式等譲渡所得割交付金	3,323,430	△	3,482	3,319,948
	第8項 法人事業税交付金	5,604,664	△	22,765	5,581,899
	第9項 地方消費税交付金	63,228,455	△	62	63,228,393
	第11項 環境性能割交付金	1,171,930	△	33	1,171,897
	第12項 軽油引取税交付金	5,130,099	△	10,634	5,119,465
	第14項 旧法による自動車取得税交付金	715	△	715	
第14款 予備費		300,000	△	170,000	130,000
	第1項 予備費	300,000	△	170,000	130,000
歳出	合計	1,340,317,035	△	1,236,845	1,339,080,190

第2表 地方債補正 1 変更										
起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	起債の方法	利率
道路事業費	17,687,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	17,671,000			
河川事業費	13,776,000	13,763,000								
砂防事業費	4,895,000	4,886,000								
公園事業費	1,032,000	962,000								
港湾事業費	4,981,000	4,873,000								
空港事業費	367,000	365,000								
漁港事業費	438,000	440,000								
林道事業費	545,000	540,000								
治山事業費	2,615,000	2,611,000								
農地事業費	12,901,000	12,865,000								
災害復旧事業費	3,610,000	3,455,000								

学校教育施設整備事業費	4,751,000	4,926,000
社会福祉施設整備事業費	381,000	341,000
地域活性化事業費	1,443,000	1,438,000
防災対策事業費	12,624,000	12,457,000
地方道路等整備事業費	6,174,000	6,177,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	979,000	973,000
河川等整備事業費	42,000	40,000
警察施設整備事業費	510,000	505,000
交通安全施設整備事業費	767,000	732,000
本庁舎改修事業費	135,000	115,000
地域機関改修事業費	320,000	266,000
石綿対策事業費	71,000	70,000
脱炭素設備整備事業費	328,000	279,000
医療体制整備事業費	87,000	68,000

県政記念館改修事業費	143,000	144,000				
北越急行株式会社 補助事業費	72,000	71,000				
公共施設等除却費	200,000	199,000				
行政改革推進債	2,500,000	0				
合 計	214,237,000	211,095,000				

令和7年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ734,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 災害救助事業収入		1,070,617	△ 335,973	734,644	千円
	第1項 国庫支出金	248,962	△ 50,000	198,962	
	第3項 繰入金	685,579	△ 300,840	384,739	
	第4項 諸収入	2,415	2	2,417	
	第5項 分担金及び負担金	13,494	14,865	28,359	
歳 入	合 計	1,070,617	△ 335,973	734,644	

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第 1 款 災害救助事業費	第 1 項 災害救助費	1,070,617	△ 335,973	734,644
	第 2 項 基金積立金	603,014	△ 300,389	302,625
	第 4 項 繰 出 金	97,208	△ 50,451	46,757
		292,517	14,867	307,384
歳 出	合 計	1,070,617	△ 335,973	734,644

令和7年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的支出)

第2条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,824,389千円は、次のとおり補正するものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	6,887,029	1,266	6,888,295
第3項 投資	132,819	1,266	134,085

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源							
					過年度 損益勘定 留保資金	当年度 損益勘定 留保資金	減債 積立金	建設改良 積立金	経営安定 積立金	地域振興 積立金	消費的収支 資本的調整額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1項	建設改良費	4,219,059	2,063,896	2,155,163	1,147,628	37,290		404,000	191,964			374,281
第2項	企業債償還金	1,534,151		1,534,151	1,394,351		139,800					
第3項	投資	134,085		134,085	34,085				100,000			
第4項	他会計繰出金	1,000,000		1,000,000							1,000,000	
第5項	雑支出	1,000	10	990	990							
	計	6,888,295	2,063,906	4,824,389	2,577,054	37,290	139,800	404,000	291,964	1,000,000		374,281

家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月30日及び31日 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館 第1研修室

2 講習の内容及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を有している者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を有している者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を、本人の希望があれば免除する。

3 受講手続

新潟県電子申請システムにおいて、令和8年6月3日(水)から7月3日(金)までの期間に、申し込みを行うこと。家畜商講習会受講申込書(様式第1号)は電子申請の際に添付し、申込書受理後、受講手数料3,400円を電子納付すること。電子納付が難しい場合や郵送・持参での提出を希望する場合は、新潟県農林水産部食品・流通課市場係(電話025-280-5304)に問い合わせること。

なお、獣医師免許又は家畜人工授精師免許を有し、講習の特例措置を受けようとする者は、その免許証の写しを添えた講習の特例措置適用申請書(様式第2号)を提出すること。

4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

5 その他

(1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。

・筆記用具及びノート

・講習会テキスト (株)ぎょうせい発行「家畜取引の知識 第2次改訂版」(価格3,960円(消費税込み))

なお、希望者にはテキストをあっせんする。

(2) 詳細については新潟県ホームページで公開するほか、新潟県農林水産部食品・流通課市場係(電話025-280-5304)に問い合わせること。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県運転免許センター等電力供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年5月15日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名及び数量

新潟県運転免許センター等電力供給(運転免許センターほか28庁舎) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る入札参加資格確認申請書等を提出した日から入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況等に関し、環境配慮の基準に掲げる条件を満たす者であること。
- (8) 後記5に定めるところにより、入札参加資格申請書等を提出し、本案件の入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

本公告の日から令和8年7月6日(月)までに、新潟県ホームページ「入札・発注・売却」でダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenkei/denki.html>

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

- (3) 問合せ先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831(直通)

Eメール kaikei.police@pref.niigata.lg.jp

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時

令和8年7月7日(火)午前10時

- (2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

5 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- (4) 新潟県物品等入札参加資格申請

新潟県物品等入札参加資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年5月29日(金)午後5時までに、新潟県出納局会計検査課に提出しなければならない。

提出先 郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1(10階)

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を令和8年6月22日(月)午後5時までに、本公告に示した入札参加資格を証明する書類を添付して、3(3)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of the products or services to be procured:

Electricity Supply Contract for the Driver's License Center and others of the Niigata Prefectural Police (Driver's License Center and 28 other buildings): One set

(2) Date, time and place for the bid execution:

Date: Tuesday, July 7, 2026

Time: 10:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Accounting Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831 (Direct)

Email: kaikei.police@pref.niigata.lg.jp